

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)及び未来へつなげる景観むらづくり条例(令和 5 年鶴居村条例第 25 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第 3 条第 5 号の規定で定める工作物は、次に掲げる工作物(以下「工作物」という。)とする。

- (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物(電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。)
- (3) 煙突その他これらに類する工作物
- (4) 物見塔その他これらに類する工作物
- (5) 彫刻、記念碑その他これらに類する工作物
- (6) 観覧車、コースターその他これらに類する遊戯施設
- (7) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設
- (10) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物
- (11) 太陽光発電施設

(景観計画の軽微な変更)

第3条 条例第 9 条第 3 項の規定で定める軽微な変更は、次に掲げる事項以外の変更とする。

- (1) 法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項
- (2) 前号のほか、村長が鶴居村景観審議会の意見を聴く必要があると認める事項

(行為の届出等)

第4条 条例第 11 条に規定する行為の届出等(以下「行為の届出等」という。)をしようとする者は、次の各号に掲げる届出又は通知の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添付し行わなければならない。

- (1) 法第 16 条第 1 項の規定による届出(別記第 1 号様式)
- (2) 法第 16 条第 2 項の規定による届出(別記第 2 号様式)
- (3) 法第 16 条第 5 項の規定による通知(別記第 3 号様式)

2 村長は、行為の届出等があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた景観形成基準に適合するか審査し、適合する場合は、当該届出をした者に対し、審査終了通知(別記第 4 号様式)により通知するものとする。

(届出に添付する図書)

第5条 条例第 12 条の規則で定める図書は、別表第 1 の行為の欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の図書の種類の欄に定める図書とする。

(適用除外行為)

第6条 条例第 13 条第 1 号の規則で定める規模は、別表第 2(条例第 10 条第 1 項の規定により指定された特別区域においては、別表第 3)以下のものとする。

2 条例第 13 条第 2 号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 10 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項(同法第 16 条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 33 条第 1 項並びに第 68 条第 1 項後段

(2) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項、第 34 条第 1 項及び第 2 項

(3) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 125 条第 1 項、第 127 条第 1 項

(事前協議)

第7条 条例第 15 条第 1 項の規定による事前協議は、事前協議書(別記第 5 号様式)と次に掲げる書類を添付して村長に提出するものとする。ただし、行為の種類、規模等により村長が添付を要しないと認めるものについては、この限りではない。

(1) 省令第 1 条第 2 項各号に定める図書

(2) その他村長が必要と認めるもの

2 条例第 15 条第 2 項の規定による事前協議は、計画及び設計が変更可能な時期までに行うものとする。

(説明会の開催)

第8条 条例第 17 条第 1 項の規定による公表は、当該説明会の日程、場所、行為等の内容等を関係住民等への通知、回覧その他の方法により行うものとする。

2 条例第 17 条第 2 項の規定による報告は、関係住民等説明会結果報告書(別記第 6 号様式)によるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第9条 条例第 20 条第 1 項第 4 号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要建造物が滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるときは、直ちに村長と協議してその滅失又は損傷を防ぐ措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した樹木又は危険な樹木は、速やかに伐採すること。

2 条例第 22 条第 3 号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。

(2) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに村長と協議してその滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

別表第1(第5条関係)

行為	図書の種類
建築物の新築等又は工作物の新設等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築概要 ・位置図 ・敷地及び外構配置図 ・平面図
条例第12条(法第16条第1項第4号に規定する行為) (森林の立木の伐採)	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・森林調査簿、又は林地台帳 ・現況写真

参考

※[景観法施行規則]で定められる届出書
 (景観計画区域内における行為の届出)
 第一条 景観法(以下「法」という。)第十六条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、景観行政団体の長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

一 建築物の建築等又は工作物(建築物を除く。以下この号において同じ。)の建設等にあつては、次に掲げる図書

イ 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ハ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ニ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十二項に規定する開発行為にあつては、次に掲げる図書

イ 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ハ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

四 前三号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして景観行政団体の条例で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、景観行政団体の長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

別表第2(第6条関係) 一般区域

行為の区分		規模	
1 建築物(法第16条第1項第1号)	(1) 新築又は移転	高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル	
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が(1)に規定する規模以下で、増改築を行うことで(1)に規定する規模。また、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル	
	(3) 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物または、いずれかの立面の鉛直投影面積の1/2	
2 工作物(法第16条第1項第2号)	(1) 新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模	
		ア 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さ5メートル
		イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 ウ 煙突その他これらに類する工作物	高さ15メートル(建築物と一体となつて設置される場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが15メートル)
		エ 物見塔その他これらに類する工作物	高さ13メートル(建築物と一体となつて設置されている場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが13メートル)

		<p>オ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物</p> <p>カ 観覧車、コースターその他これらに類する遊戯施設</p> <p>キ 自動車車庫の用に供する立体的な施設</p> <p>ク アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設</p> <p>ケ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設</p> <p>コ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物</p>	<p>高さ 13 メートルかつ築造面積 2,000 平方メートル</p>
	<p>(2) 増築又は改築</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模</p> <p>ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の工作物の規模が(1)に規定する規模</p> <p>イ 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が 10 平方メートル</p>	
	<p>(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「修繕等」という。）</p>	<p>新築または移転の届出が必要な規模の建築物または、いずれかの立面の鉛直投影面積の 1/2</p>	
<p>3 法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為（都市計画法第 4 条第 12 項）開発行為</p>		<p>開発区域面積が 10,000 平方メートルかつ、のり面・擁壁高さ 5 メートル</p>	

別表第3(第6条関係) 特別区域「重点道路沿道区域」、「市街地景観区域」

行為の区分		規模	
1 建築物(法第16条第1項第1号)	(1) 建築工事届(建築基準法第15条第1項)が必要な建築行為	床面積の合計が10平方メートル	
2 工作物(法第16条第1項第2号)	(1) 新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模	
		ア 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さ3メートルまたは、道路安全上必要な柵
		イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	高さ10メートル(建築物と一体となつて設置される場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが10メートル)
		ウ 煙突その他これらに類する工作物	高さ10メートル(建築物と一体となつて設置されている場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが10メートル)
		エ 物見塔その他これらに類する工作物	高さ10メートル(建築物と一体となつて設置されている場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが10メートル)
		オ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物	高さ10メートルかつ築造面積1,000平方メートル
	カ 観覧車、コースターその他これらに類する遊戯施設		
	キ 自動車車庫の用に供する立体的な施設		
	ク アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設		
	ケ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設		
	コ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物		
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規	

		<p>模以下のとき 増築後又は改築後の工作物の規模が(1)に規定する規模</p> <p>イ 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が 10 平方メートル</p>
	<p>(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下この項において「修繕等」という。)</p>	<p>新築または移転の届出が必要な規模の建築物または、いずれかの立面の鉛直投影面積の 1/2</p>
<p>3 法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為(都市計画法第 4 条第 12 項) 開発行為</p>		<p>開発区域面積が 3,000 平方メートルかつ、のり面・擁壁高さ 5 メートル</p>

行為の届出書

年 月 日

鶴居村長 様

届出者 住 所

氏 名

(印)

電話番号

景観法第 16 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

連絡先	住 所		電話番号	
	氏 名		所 属	
行為の場所		鶴居村		
行為の種類及び設計又は施工方法等	<input type="checkbox"/> 建築物	区 分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	
		用途	高さ・階数 _____ m _____ 階 (増改築分 _____ m _____ 階)	
		敷地面積	延べ面積 _____ m ² (増改築部 _____ m ²)	
	<input type="checkbox"/> 工作物	区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	
用 途		高 さ	築造面積	
		_____ m	_____ m ²	
		(増改築 _____ m)	(増階部分 _____ m ²)	
<input type="checkbox"/> 開発行為	開発区域の面積 _____ m ²			
<input type="checkbox"/> その他				
着手予定日		完了予定日		

注1 「届出者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。なお、押印は省略することができます。

2 「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。

3 該当する口内に、レ印を付すこと。

4 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。

5 次の図書を添付すること。

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の1 以上のもの【位置図】

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の1以上のもの【配置図】

エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺 50 分の1以上のもの

オ その他参考となるべき事項を記載した図書(平面図、立面図、パース図等)

(2) 都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為の場合

ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の1以上のもの【位置図】

イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の1以上のもの【配置図】

エ その他参考となるべき事項を記載した図書

(日本工業規格A4)

行為の変更届出書

年 月 日

鶴居村長 様

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

景観法第 16 条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

連絡先	住 所		電話番号	
	氏 名		所 属	
行為の場所	鶴居村			
行為の目的				
設計又は 施行方法の 変更内容	変 更 前		変 更 後	
変更の理由				

注 変更にかかる図面等を添付すること。

行為の通知書

年 月 日

鶴居村長 様

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

景観法第 16 条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

連絡先	住 所		電話番号	
	氏 名		所 属	
行為の場所		鶴居村		
行為の種類及び設計又は施工方法等	<input type="checkbox"/> 建築物	区 分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	
		用途	高さ・階数 _____ m _____ 階 (増改築分 _____ m _____ 階)	
		敷地面積 _____ m ²	延べ面積 _____ m ² (増改築部 _____ m ²)	
	<input type="checkbox"/> 工作物	区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	
用 途		高さ _____ m (増改築 _____ m)	築造面積 _____ m ² (増階部分 _____ m ²)	
<input type="checkbox"/> 開発行為	開発区域の面積 _____ m ²			
<input type="checkbox"/> その他				
着手予定日		完了予定日		

- 注1 「届出者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。
- 2 「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。
- 3 該当する□内に、レ印を付すこと。
- 4 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。
- 5 次の図書を添付すること。
- (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合
- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の1以上のもの【位置図】
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の1以上のもの【配置図】
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺 50 分の1以上のもの
- オ その他参考となるべき事項を記載した図書(平面図、立面図、パース図等)
- (2) 都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為の場合
- ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の1以上のもの【位置図】
- イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の1以上のもの【配置図】
- エ その他参考となるべき事項を記載した図書

(日本工業規格A4)

審査終了通知書

年 月 日

様

鶴居村長

未来へつなげる景観むらづくり条例第11条の規定に基づき、年 月 日付で提出のありました行為の届出等については、鶴居村景観計画で定める景観形成基準に適合していることを確認しましたので、審査が終了したことを通知いたします。

事前協議書

年 月 日

鶴居村長 様

協議者 住 所

氏 名

印

電話番号

未来へつなげる景観むらづくり条例第15条第1項の規定に基づき、事前協議書を提出します。

連絡先	住 所		電話番号	
	氏 名		所 属	
行為の場所		鶴居村		
行為の種類及び設計又は施工方法等	<input type="checkbox"/> 建築物	区 分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	
		用途	高さ・階数 _____ m _____ 階 (増改築分 _____ m _____ 階)	
		敷地面積	延べ面積 _____ m ² (増改築部 _____ m ²)	
	<input type="checkbox"/> 工作物	区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	
用 途		高 さ	築造面積	
		_____ m	_____ m ²	
		(増改築 _____ m)	(増階部分 _____ m ²)	
<input type="checkbox"/> 開発行為	開発区域の面積 _____ m ²			
<input type="checkbox"/> その他				
着手予定日		完了予定日		
景観むらづくりのために配慮する事項				

- 注1 「協議者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。なお、押印は省略することができます。
- 2 「連絡先」欄は、協議者以外の者が協議内容の照会先となる場合に記載すること。
 - 3 該当する口内に、レ印を付すこと。
 - 4 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。
 - 5 次の図書を添付すること。
 - (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合
 - ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の1以上のもの【位置図】
 - イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 - ウ その他参考となるべき事項を記載した図書(平面図、立面図、パース図等)
 - (2) 都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為の場合
 - ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の1以上のもの【位置図】
 - イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - ウ その他参考となるべき事項を記載した図書

(日本工業規格A4)

関係住民等説明会結果報告書

年 月 日

鶴居村長 様

届出者 住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

未来へつなげる景観むらづくり条例第17条第2項の規定に基づき、行為等について関係住民等への説明会等を開催しましたので報告します。

行 為 等 の 名 称	
説 明 会 の 開 催 日	年 月 日 ()
説 明 会 の 開 催 時 間	時 分 ~ 時 分
説 明 会 の 開 催 場 所	
説 明 会 の 参 加 人 数	人
説 明 の 内 容	
質 疑 ・ 要 望 事 項	
質 疑 ・ 要 望 へ の 対 応	

注 説明会の出席者名簿(住所、氏名を記載したもの)、及び参加者の発言要旨を添付すること